

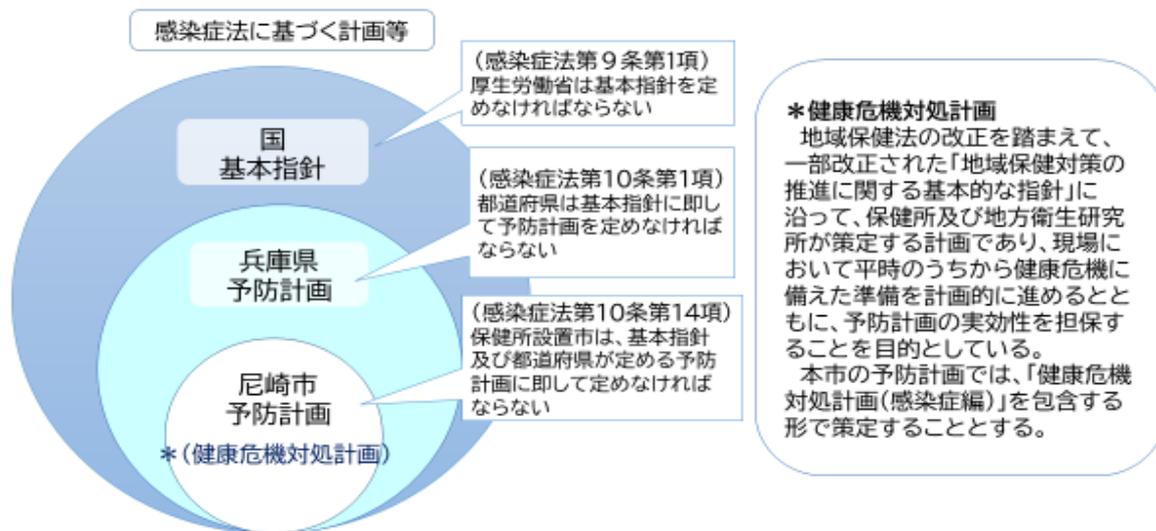
尼崎市感染症予防計画（素案）の概要について

1 計画の概要

予防計画は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき策定するものであり、感染症対策を総合的に推進するための基本的な計画です。

これまでは、都道府県にその策定が義務づけられていましたが、令和4年12月の改正感染症法の公布に伴い、保健所設置市にも計画策定が義務づけられたものであり、今回、新型コロナウイルス感染症への対応を振り返りながら、また兵庫県の予防計画を踏まえて本市においても計画策定に至ったものです。

計画の位置づけ



2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間。

国が策定する基本指針の6年ごとの見直しや感染症を取り巻く状況の変化等を踏まえて適宜改正していきます。

3 計画の構成及び主な内容

第1 感染症対策の基本的な方向（P8参照）

- 国内外における感染症の発生情報を国、県等を通じて正確に把握し、予防計画に基づく取組を通じて、平時より感染症の発生予防及びまん延防止に重点をおいた事前対応型行政を推進します。
- 感染症患者等については、良質で適切な医療を提供することにより早期治療の推進を図り、科学的な根拠に基づく市民一人ひとりの予防及び早期治療に重点を置いた地域社会全体での予防対策の推進を図ります。
- 保健所は市における感染症対策の中核的機関として、また衛生研究所は市における感染症に関する検査の技術的かつ専門的な機関としての役割を担っており、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取り組みを行います。

- 患者等の人権を損なわないようにするため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 感染症に関する情報を正確かつ効率的に収集するとともに、迅速に感染症の発生の予防やまん延の防止に繋げるといった観点から、感染症対策のデジタル化を推進します。

第2 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策（P 11 参照）

【感染症の発生予防】

- 感染症の発生予防対策の推進にあたり、感染症発生動向調査を実施することは重要であり、そのため感染症の情報を収集し、国立感染症研究所等に報告するとともに、国や県と連携し速やかに医師会等に情報提供します。
- 法に規定する医師の届け出の義務について、医師会等を通じて周知徹底を図るとともに、電磁的方法による届出を推進します。
- 感染症の病原体の迅速で正確な特定は、患者への良質で適切な医療の提供において極めて重要であるため、衛生研究所を中心に検査体制の強化に努めます。

【感染症のまん延防止】

- 感染症のまん延防止に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、検体の採取や健康診断の勧告、就業制限、入院勧告等を迅速、的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を十分に尊重していきます。
- 積極的疫学調査は、感染症対策において重要な位置づけを占めることから、患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、積極的に実施します。また、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めます。

第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究（P 17 参照）

- 保健所は、感染症及び病原体等対策に必要な情報の収集、疫学的な調査・研究を県及び衛生研究所等と連携し進めるとともに、総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を、衛生研究所は、感染症及び病原体等に関する情報の収集・解析・評価・提供の業務を担います。
- 情報収集のデジタル化の推進については、医療DXが推進される中で、医師の発生届や保健所が実施する積極的疫学調査に関する報告等の電子化を推進します。

第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上（P 18 参照）

- 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際には、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、兵庫県感染症対策連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議のうえ、平時から計画的な準備を行い、民間検査機関との連携を推進します。
- 衛生研究所は、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めます。

【PCR 検査体制の目標値】

項 目	流行初期の目標値 (発生公表後 1 か月)	流行初期以降の目標値
検査の実施能力	8 8 件/日	1 1 0 件/日
検査機器数	リアルタイム PCR 機 2 台	

* 検査能力を超過する場合は、民間検査機関等での検査を活用。

< 衛生研究所における健康危機対処計画 (P20 参照) >

第 5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (P 2 1 参照)

- 感染症に係る医療の提供体制については、法に基づき、都道府県単位で医療機関と感染症対応に係る医療措置協定を締結することで、必要な医療提供体制を確保することが基本とされており、本市はこうした医療提供体制を活用しながら、平時から医師会等と連携し、良質かつ適切な医療に繋げていけるよう努めていきます。

第 6 感染症患者の移送体制の確保 (P 2 2 参照)

- 入院を勧告した患者等の医療機関への移送は市が行う業務であり、保健所のみで対応が困難な場合や重症者については、消防機関と連携するほか、庁内での役割分担や民間移送機関への業務委託等を含めて体制を確保します。

第 7 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活等の環境整備 (P 2 3 参照)

- 感染症の外出自粛対象者については、体調悪化時等に適切な医療に繋ぐことができるよう、健康観察についての体制整備を行うとともに、外出自粛により生活上必要な物品等の入手が困難になることから、生活必需品の支給等の支援を行います。
- 福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、庁内の関係部局や介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者と連携を図ります。

第 8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 (P 2 4 参照)

- 感染症に関する幅広い知識や研究成果を保健・医療現場に普及できる人材の養成や確保を行う必要があり、国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に、保健所及び衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修・訓練を開催します。

【研修・訓練回数目標値】

項 目	目標値
保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象とした研修・訓練の回数	3 回/年

第 9 保健所の体制の確保 (P 2 6 参照)

- 保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であり、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを整えていきます。
- 感染症のまん延防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。
- 感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、有事の際に必要な保健所の人員

数を想定するとともに、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるように、平時から業務継続計画の策定に努めていきます。

【保健所の感染症有事体制の確保人員数の目標値】

項目	目標値
保健所業務従事人員数 * 1	140人
IHEAT 受講者数 * 2	27人

- * 1 国の予防計画の策定に係るガイドラインにより、新型コロナウイルスがオミクロ株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が、流行初期に発生した場合の流行初期から1か月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定。
- * 2 IHEAT とは、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み。

<保健所における健康危機対処計画(P28～29参照)>

第10 緊急時における国、県及び関係自治体等との連絡・連携体制 (P30参照)

- 一類感染症や新興感染症の患者が発生した場合など、市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、必要に応じて国に対し、感染症の専門家等の派遣を要請するなど、国との緊密な連携を図ります。
- 県及び関係自治体相互間の連絡・連携体制を整備し、医師会や消防機関に対して感染症に関する情報等を適切に連絡し、協力要請を図り、迅速かつ的確な対策を講じていきます。

第11 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重 (P31参照)

- あらゆる機会を活用して、感染症に関する啓発や予防についての正しい知識の普及に努めるとともに、患者等の人権が十分に尊重されるための取り組みを進めます。
- 報道機関により常時、的確な情報が提供されることが重要であるため、感染症に関して誤った情報や不適切な報道がなされないように、また個人情報に十分な注意が払われるように、平時から報道機関との連携を図ります。

第12 その他、感染症の予防の推進に関する重要事項 (P32参照)

- 医療機関や社会福祉施設等が、感染症の発生防止やまん延防止のために必要な対策を講じることができるようにするため、施設内感染に関する最新情報の提供に努めていきます。

第13 広報対応等 (P34参照)

- 感染症に発生に備えて、緊急時におけるタイムリーな報道発表やホームページ等の活用により正確な情報提供を行うとともに、感染症発生時に情報が錯綜しないよう、広報窓口の一元化に努めていきます。